

貨物自動車利用運送事業引越運賃料金

引越運賃料金

I. 引越運賃率表(時間制・距離制)

関東運輸局

(税込/単位: 円)

種別	車種別	1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車
		まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
時間制	4時間制	22,330	24,596	26,378	29,194	31,042	32,780	36,905	40,447	43,934
	8時間制	37,202	41,294	44,088	48,664	53,900	57,376	63,250	69,113	75,548
	基礎作業時間8時間を 超える場合は1時間 までを増すごとに	3,762	4,070	4,356	4,631	4,895	5,324	5,940	6,589	6,974
距離制	100kmを超え110kmまで	41,261	45,628	48,763	51,997	57,607	63,239	71,346	79,112	81,840
	120 "	42,966	47,531	50,798	54,208	60,005	65,879	74,338	82,357	85,272
	130 "	44,682	49,489	52,811	56,386	62,447	68,530	77,363	85,668	88,704
	140 "	46,354	51,392	54,857	58,564	64,856	71,192	80,344	89,056	92,158
	150 "	48,092	53,306	56,892	60,786	67,276	73,865	83,347	92,466	95,579
	160 "	49,775	55,176	58,927	62,964	69,696	76,505	86,339	95,832	99,044
	170 "	51,491	57,090	60,962	65,142	72,138	79,134	89,386	99,220	102,487
	180 "	53,174	59,004	62,975	67,342	74,536	81,829	92,356	102,619	105,930
	190 "	54,901	60,918	65,010	69,542	76,956	84,480	95,370	105,974	109,351
	200 "	56,617	62,832	67,067	71,720	79,376	87,120	98,351	109,362	112,805
制	200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに	3,036	3,366	3,586	3,828	4,246	4,686	5,280	5,863	6,072
	500kmを超え50kmまでを 増すごとに	7,601	8,448	8,998	9,636	10,648	11,693	13,156	14,663	15,136

II. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事務所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨を予め告知した場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

- この運賃及び料金は、実車キロ(荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ)が、100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金の計算の基本)

- 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間(車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。)の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。
この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にならざる場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。
また、8時間制運賃は、上記以外の場合(基礎作業時間が午前から午後にならざる場合又は4時間を超える場合)に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。
- 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(運賃計算の方法)

- (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数と申します。以下同じ)及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃と申します。以下同じ)の上限30%、下限10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上限30%、下限10%の範囲内で計算します。
(3) 2種類以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(は数の処理)

- 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満のは数は、1円単位に四捨五入します。

(冬期割増)

- 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃 × 0.2

地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県	自12月1日 至3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡		

(休日割増)

- 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃 × 0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る	2割
---------------------	----

(深夜・早朝割増)

- 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃 × 0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る	3割
-----------------------------	----

(車両留置料)

- 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

(車両留置料)

(税込/単位: 円)

時間	車種別									
	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	
30分まで ごとに	円 1,485	円 1,650	円 1,771	円 1,892	円 2,068	円 2,277	円 2,585	円 2,860	円 2,981	

(荷役に係る料金)

- 荷役作業(積込み、取卸し、搬出及び搬入作業)、荷造り作業、開梱作業に係る費用(運転手作業料を除く)は、以下に定める料金を収受します。
作業員料は、基礎作業時間(作業員がその作業を開始する前に営業所を出発したときからその作業が終了して営業所に帰るまでの時間をいいます。)8時間以内を基本とし、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

(1) 荷役作業員料(作業員1人あたり)

	上限	基準	下限
基礎作業時間8時間以内		28,050円	21,560円
基礎作業時間8時間を超え1時間ごとに	4,400円		3,410円

(2) 荷造り作業員料(作業員1人あたり)

	上限	基準	下限
基礎作業時間8時間以内		28,050円	21,560円
基礎作業時間8時間を超え1時間ごとに	4,400円		3,410円

(3) 開梱作業員料(作業員1人あたり)

	上限	基準	下限
基礎作業時間8時間以内		28,050円	21,560円
基礎作業時間8時間を超え1時間ごとに	4,400円		3,410円

(4) 休日割増

日曜祝祭日の作業については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に作業した作業員料 × 0.35

(5) 深夜・早朝割増

深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる作業については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に作業した作業員料 × 0.35

(運賃及び料金の額)

- 運賃及び料金は、それぞれ消費税及び地方消費税を含みます。

(計算の順序)

- 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
 - 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
 - 割増率の適用の計算
 - 上限30%、下限10%幅の適用の計算
 - 5.による運賃のは数処理
 - 料金の計算
 - 実費の計算

(実費負担)

- 次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。
 - 諸資材料(運搬料含む)
 - 特殊荷役機械使用料
 - 有料道路利用料
 - 一時保管料

(3) フェリー・ボート利用料(自動車航送船利用料)

- 実車キロが100キロメートル以内の運送(時間制運賃)であって、運送区間中にフェリー・ボートを利用して運送する場合(4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業)には次の式により算出した金額を収受します。
使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む) × 2
ただし、基礎作業時間(4時間又は8時間)を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。
(2) 実車キロが100キロメートルを超える運送(距離制運賃)であって、運送区間中にフェリー・ボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。
{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む) + 航送期間中の固定費(1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間)} × 2

(その他)

- この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。